

環境経営レポート

(対象期間：R 5 年 1 0 月～R 6 年 9 月)



久保自動車株式会社

作成日 令和 6 年 1 0 月 2 9 日

目 次

1. 組織の概要	2 ページ
2. 環境経営方針	3 ページ
3. 取組実施体制	4 ページ
4. 令和5年度及び中期環境経営目標	5 ページ
5. 令和5年度環境経営目標の実績及び評価	6 ページ
6. 令和5年度環境経営計画及び取組結果並びに次年度の計画	7 ページ
7. 環境関連法規等およびその遵守状況	10ページ
8. 代表者による全体の評価と見直し・指示	11ページ

1. 組織の概要

1. 事業所及び代表者

久保自動車株式会社

代表取締役 久保 貴稔

2. 所在地（認証・登録範囲）

久保自動車株式会社（本社工場）

広島県広島市西区小河内町2丁目20-5

マツダオートザム草津（営業所ショールーム）

広島県広島市西区草津東1丁目7-29

3. 環境保全関係の責任者及び担当者

代 表 者 代表取締役 久保 貴稔

環境管理責任者 久保 貴稔

連 絡 先 TEL 082-293-1151

FAX 082-293-1194

4. 事業内容（認証・登録範囲）

自動車販売（新車販売、中古車販売）

自動車整備（車検整備、定期点検、一般整備、板金修理）

自動車保険代理業務、自動車部用品の販売

認証・登録事業者 久保自動車株式会社（本社工場）

マツダオートザム草津（営業所ショールーム）

5. 事業の規模

資 本 金 1000万円

社 員 数 18名

本 社 工 場 建 屋 床 面 積 1163.83㎡

営業所ショールーム建屋床面積 286.10㎡

年 間 整 備 入 庫 台 数 6379台（令和5年10月～令和6年9月実績）

環境経営方針

省エネ性能の向上あるいは電気自動車へのシフトなど、経営環境を取り巻く課題の克服に全力を傾注するとともに、私たちは、自動車販売・整備に携わる事業者として、その事業活動が環境に及ぼす影響を常に考え、環境負荷低減を図るために積極的に地球環境保全に取り組めます。

基本方針

- 1、環境への取り組みを通して、業務の無駄・無理を排除し継続的に業務改善に努めます。
- 2、省資源・省エネルギー活動として、以下のことに努めます。
 - ・電力、燃料の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減に努めます。
 - ・水資源の節水に努めます。
 - ・環境を意識したエコ商品の販売、整備を推進します。
 - ・廃棄物を削減する努力をし、分別処理に努めます。
 - ・自動車リサイクル法、廃棄物処理法に則って適正なりサイクルに努めます。
 - ・化学物質を適正に管理します。
- 3、環境活動に取り組むに当り関連する法律等の遵守と社員への周知を徹底します

制 定 平成23年 8月30日

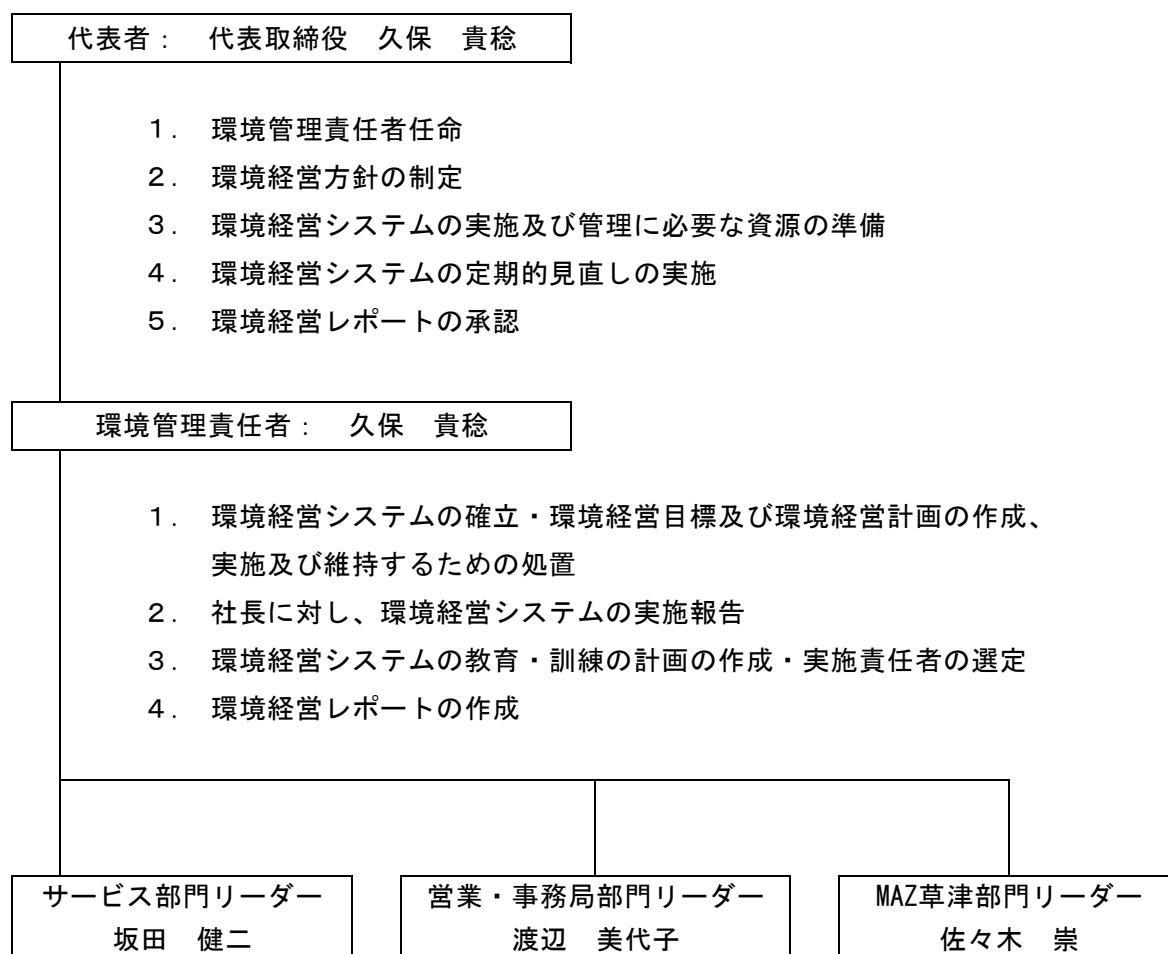
最終改訂 平成30年10月 1日

久保自動車株式会社

代表取締役 久保 貴稔

3. 取組実施体制

エコアクション21取組実施体制



工場内

- ・事務改善推進
- ・節電・節水の取組み
- ・エコドライブ推進
- ・エコ整備・商品の販売推進
- ・廃棄物量管理
- ・廃棄物削減及び分別処理推進
- ・5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）推進

事務所・ショールーム内

- ・節電・節水の取組み
- ・エコ商品の販売促進
- ・廃棄物削減及び分別処理推進
- ・使用済み自動車の適正処理

MAZ草津内

- ・節電・節水の取組み
- ・エコドライブ推進
- ・エコ商品の販売促進
- ・廃棄物削減及び分別処理推進

- ・上記のように環境管理責任者の下に具体的取組事項を推進する。
- ・環境管理責任者は、代表者に代わってエコアクション21全体の構築及び運用に責任を持つとともに、必要な権限を与えられる。
- ・各部門のリーダーは、部門内をまとめ環境管理責任者の指示のもとに取組推進をはかる。

4. 令和5年度及び中期環境経営目標

※ 目標及び目標の達成状況の評価は「原単位 」で行う。

目標項目		単位	令和4年度	令和5年度	中期目標		
			(基準値)	目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	二酸化炭素 排出量	kg-CO2	46,679	46,446	46,212	45,979	45,745
				△0.5%	△1.0%	△1.5%	△2.0%
		kg-CO2 /100台	718	715	711	707	704
				△0.5%	△1.0%	△1.5%	△2.0%
1-1	電力使用量	kWh	68,920	68,575	68,231	67,886	67,542
				△0.5%	△1.0%	△1.5%	△2.0%
		kWh /100台	1,060	1,055	1,050	1,045	1,039
				△0.5%	△1.0%	△1.5%	△2.0%
1-2	ガソリン 使用量	L	3,663	3,644	3,626	3,608	3,590
				△0.5%	△1.0%	△1.5%	△2.0%
		L/100台	56.4	56.1	55.8	55.5	55.2
				△0.5%	△1.0%	△1.5%	△2.0%
1-3	軽油使用量	L	768	764	760	757	753
				△0.5%	△1.0%	△1.5%	△2.0%
		L/100台	11.8	11.8	11.7	11.6	11.6
				△0.5%	△1.0%	△1.5%	△2.0%
2	一般廃棄物 排出量	L	5,215	5,215	5,215	5,215	5,215
				△0.0%	△0.0%	△0.0%	△0.0%
		L/100台	80.2	80.2	80.2	80.2	80.2
				△0.0%	△0.0%	△0.0%	△0.0%
3	産業廃棄物 排出量	kg	15,425	15,425	15,425	15,425	15,425
				△0.0%	△0.0%	△0.0%	△0.0%
		kg /100台	237	237	237	237	237
				△0.0%	△0.0%	△0.0%	△0.0%
4	水使用量	m3	291	290	288	287	285
				△0.5%	△1.0%	△1.5%	△2.0%
		m3 /100台	4.48	4.46	4.43	4.41	4.39
				△0.5%	△1.0%	△1.5%	△2.0%
5	化学物質 使用量	—	適正に管 理した	適正に管 理する	適正に管 理する	適正に管 理する	適正に管 理する
6	製品及び サービス (占有率)	%	47.8	48.8	49.8	50.8	51.8
				1.0%増	2.0%増	3.0%増	4.0%増

※1 二酸化炭素排出係数：0.521kg-CO2/kWh（中国電力 令和2年度・調整後排出係数）使用

※2 原単位評価：整備入庫100台あたりの環境経営目標を設定

※3 整備入庫台数：6,499台（令和4年度実績）

※4 化学物質使用量：整備・修理は板金まで。塗装は外注。従ってPRTR法該当化学物質の使用はごく少量なので、定性目標を設定する。

※5 占有率平均：
 （令和4年度実績）
 販売総数 751、うちエコ商品 359 47.8%
 バッテリー148個、うちエコバッテリー107個 72.3%
 タイヤ571本 うちエコタイヤ221本 38.7%
 新車32台 うち低燃費車31台 96.9%

5. 令和5年度環境経営目標の実績及び評価

※ 目標及び目標の達成状況の評価は「原単位 」で行う。

目 標 項 目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
			実績値	実績値	実績値	目標値	実績値	評価
							目標比・%	
1	二酸化炭素排出量	kg-CO2	59,229	59,341	46,679	46,446 △0.5%	45,009 △ 3.1	○
		kg-CO2 /100台	854	894	718	715 △0.5%	706 △ 1.3	○
1-1	電力使用量	kWh	89,208	91,309	68,920	68,575 △0.5%	65,860 △ 4.0	○
		kWh /100台	1,286	1,376	1,060	1,055 △0.5%	1,032 △ 2.2	○
1-2	ガソリン使用量	L	3,979	4,042	3,663	3,644 △0.5%	3,932 7.9	△
		L/100台	57.3	60.9	56.4	56.1 △0.5%	61.6 9.9	△
1-3	軽油使用量	L	1,198	865	768	764 △0.5%	496 △ 35.1	◎
		L/100台	17.3	13.0	11.8	11.8 △0.5%	7.8 △ 33.9	◎
2	一般廃棄物排出量	L	5,935	5,425	5,215	5,215 △0.0%	5,100 △ 2.2	○
		L/100台	85.5	81.8	80.2	80.2 △0.0%	79.9 △ 0.4	○
3	産業廃棄物排出量	kg	13,828	15,368	15,425	15,425 △0.0%	16,152 4.7	△
		kg /100台	199	232	237	237 △0.0%	253 6.7	△
4	水使用量	m3	289	287	291	290 △0.5%	283 △ 2.3	○
		m3 /100台	4.16	4.33	4.48	4.46 △0.5%	4.44 △ 0.4	○
5	化学物質使用量	—	適正に管理した	適正に管理した	適正に管理した	適正に管理する	適正に管理した	
6	製品及びサービス (占有率)	%	54.9	53.4	47.8	48.8	56.4	○
						1.0%	7.6	

※1 二酸化炭素排出係数：0.521kg-CO2/kWh（中国電力 令和2年度・調整後排出係数）使用

※2 原単位評価：整備入庫100台あたりの環境経営目標を設定

※3 整備入庫台数：6,939台(令和2年度実績)、6,634台(令和3年度実績)、6,499台(令和4年度実績)、6,379台(令和5年度実績)

※4 化学物質使用量：整備・修理は板金まで。塗装は外注。従ってPRTR法該当化学物質の使用はごく少量なので、定性目標を設定する。

※5 占有率平均：
 販売総数 651、うちエコ商品367 56.4%
 (令和5年度実績) バッテリー 126個、うちエコバッテリー98個 77.8%
 タイヤ 489本、うちエコタイヤ233本 47.6%
 新車36台、うち低燃費車36台 100%

【評価】目標比10%超達成＝◎ 10%以下～0%以上達成＝○

0%超～10%以下の未達成＝△ 10%超未達成＝×

評価

① 二酸化炭素排出量削減について

総量は目標に対して3.1%減と達成。100台当りは1.3%減とともに達成することが出来た。

前期本社工場の照明設備のLED照明化の貯金と軽油使用量の大幅削減が主な要因である。

また、100台当りに関しても入庫総台数が前年より減少してもカバー出来た。

1 電気使用量の削減について

総量は目標に対して4.0%減と達成。100台当り2.2%減とともに大幅に達成することが出来た。

換気をする為一部窓を開放状態にしなければならない状況は変わらなかった。

ただ、本社工場の照明設備のLED照明化の貯金で達成することが出来たが、後期になるとそれもなく特に猛暑が長い期間あり、

エアコン使用利用が大幅に増加した。

2 化石燃料の削減について

ガソリンは総量は目標に対して7.9%増、100台当りも9.9%増となり未達成に終わった。

軽油は総量は目標に対して△35.1%削減、100台当り△33.9%削減と達成することが出来た。

ガソリンは、引取納車増、入庫台数が減少した為単位当たりで大幅に未達に終わった。

軽油は、デモカーの使用が減少した為大幅に達成したと思われる。

今後も、タイヤの空気圧のこまめなチェック、エコ運転の更なる徹底、来店促進、効率の良い引取納車を再徹底する。

② 廃棄物排出量の削減について

1 一般廃棄物排出量の削減について

総量が目標に対して△2.2%減、100台当りが△0.4%減とともに達成することが出来た。

ビニール袋への詰め込みをさらに高め、分別回収に努める。

2 産業廃棄物排出量の削減について

総量が目標に対して4.7%増、100台当りが6.7%増とともに未達成に終わった。

現状維持としていたが廃タイヤ、廃バッテリー、廃ブラがともに増加したことが主な要因となり、

廃バッテリーはリース車のバッテリー交換が、廃タイヤは廃棄依頼が増加したと思われる。

また、入庫台数の減少も100台当たりで増加している要因でもある。

入庫台数の確保、増加させ、更なる分別回収の向上に努める。

③ 水使用量の削減について

総量は目標に対して△2.3%削減出来たが100台当りは0.4%削減とともに達成することができた。

入庫台数が減少したが、なんとか単位当たりが達成することができた。

思ったより洗車の効率が悪かった。

今後も入庫台数増、節水と効率のよい洗車に努める。

④ 化学物質

在庫量を把握し適正に管理する。

今後も、この取組を継続する。

⑤ 製品及びサービスについて

全体的に総販売数は減少したが、エコタイヤ商品の販売数が増加した。

バッテリー及びタイヤのエコ販売比率を維持できるように努める。

6. 令和5年度環境経営計画及び取組結果並びに次年度の計画

環境経営目標	活動計画	責任者	取組結果	評価	次年度の計画
二酸化炭素 排出量	①電力使用量の削減(省エネに関する取組) ・事務所の昼時間の消灯 ・工場の昼時間の消灯(基本) ・トイレ、会議室など必要時間以外は消灯 ・空調:冷房時27度以上暖房時22度以下に設定 ・ショールームウインドウ遮光、暑さ対策にすだれ、陣旗使用 ・節電シールを貼付、パソコンは極力待機電力	渡辺 佐々木	サービス 営業 MAZ草津の 各部門 ともに積極的 に取り組ん だ。	○	令和5年度の活動計画を維持し、草津のLED、空調機器の検討する。
	②ガソリン及び軽油使用量の削減 ・エコドライブの推進 ・効率のよい引取納車 ・来店促進 ・代車貸出時:使用分ガソリン補充を促す ・代車のタイヤ空気圧のこまめなチェック	坂田 佐々木	サービス、 MAZ草津の 各部門ともに 積極的 に取り組んだ。 引取納車の 効率はもう少 し向上可	△	令和5年度の活動計画を維持し、低燃費車への代替を検討する。
  					
一般廃棄物 排出量	・裏紙用紙の活用 ・メールの活用 ・ごみの分別の再徹底	渡辺 佐々木	3部門とも積極的 に取り組んだ。	○	令和5年度の活動計画を維持する。

産業廃棄物 排出量	・リサイクル部品の活用 ・売却可能廃棄物の回収徹底 ・	坂田 佐々木	サービス、 MAZ草津の 各部門ともに 積極的に取り組んだ。	△	令和5年度の活動計画を維持する。
水使用量	・節水シールを貼る ・無駄に水を使用しない ・ホースにストップノズルを取り付ける ・効率のよい洗車を心がける ・女子トイレにミニ流水音発生器を取り付ける	坂田 渡辺 佐々木	3部門とも積極的に取り組んだ。	○	令和5年度の活動計画を維持する。
化学物質 使用量	・在庫量を把握するとともに、必要最小限の使用にとどめる。	久保	サービス部門で積極的に取り組んだ。	○	令和5年度の活動計画を維持する。
製品及び サービス (占有率)	・エコタイヤ、エコバッテリー、などのエコ商品の販売促進 ・リビルトパーツなどリサイクル品の活用 ・低燃費車の販売促進 ・車両、部品等は、エコ商品を積極的に提供する。	坂田 佐々木	サービス、 MAZ草津の 各部門ともに 積極的に取り組んだ。	○	令和5年度の活動計画を維持する。



その他	・会社の周辺の清掃。	久保	サービス、MAZ草津の各部門ともに積極的に取り組んだ。	○	令和5年度の活動計画を維持する。

7. 環境関連法規等およびその遵守状況

法律名等	適用条項	対象施設・設備、作業等	摘要内容、規制基準など	定期的確認														
廃棄物処理法	一般廃棄物の処理委託 法6条の2第6項、7項	委託の基準	・広島市の一般廃棄物回収ルートに沿って処理を行う。 ・または、一般廃棄物収集運搬もしくは処分業許可業者に委託する。	市の回収のみ確認済 (R6.10.4)														
	自社産業廃棄物保管場所の表示 法12条2項、14条12項 規則8条	表示の基準	縦 60 cm 以上 産業廃棄物(積替え)保管場所 1、産業廃棄物の種類 可燃ごみ、不燃ごみ、廃プラ、廃金属、廃アルミ 2、管理者氏名 久保自動車株式会社 久保 貴稔 3、連絡先 082-293-1151	適正な表示を確認 (R6.9.29)														
	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の適正処理 法12条、法12条の2	処理の基準	・産業廃棄物、特別管理産業廃棄物は処理業者に委託し、適正に処理する。	適正処理確認済 (R6.10.4)														
	産業廃棄物処理委託契約 法12条4項、5項、令6条の2第4項	委託契約義務	・産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者と委託契約を行う。	委託契約確認済 (R6.10.4)														
	規則8条の4の2、8条の4の3	委託契約書の保存	・委託契約書等を契約の終了の日から5年間保存する。	保存(R6.10.4)														
	産業廃棄物管理票(マニフェスト) 法12条の3第1項、2項、規則8条の21、8条の21の2	マニフェストの交付	・産業廃棄物の処理を委託する場合は、必ず管理票(マニフェスト)を作成し、そのA票を手元に残し、B票以下を収集運搬業者に交付する。	交付確認済 (R6.9.29)														
	法12条の3第8項、規則8条の28	マニフェストの受領	・中間処理までを終えたことを証するD票までは90日以内に受領する。 ・最終処分を終えたことを証するE票は180日以内に受領する。	期限内受領確認済(R6.9.29)														
		マニフェストの保存	・マニフェストは5年間保存する。	保存(R6.9.29)														
	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出 法12条の3第7項、規則8条の27	報告書の提出	・前年度において自社が交付した管理票の交付状況を、毎年6月30日までに報告する。	R6.4.23提出済み														
	マニフェスト未受領、処理困難通知等 法12条の3第8項、規則8条の29	行政機関への届出	・マニフェスト受領期限を30日過ぎてもマニフェストが送付されないとき、及び産業廃棄物処理業者から「処理困難通知」を受けたときは、行政機関へ届け出る。	該当事例なし														
騒音規制法・振動規制法 広島県生活環境の保全等に関する条例	特定施設	特定施設 空気圧縮機・送風機 定格出力3.75kW以上	・特定施設設置届・変更届 ・規制基準の遵守 <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr> <td></td><td>昼間</td><td>朝夕</td><td>夜間</td><td></td></tr> <tr> <td>本社・工場(準工業地域)</td><td>65</td><td>65</td><td>55</td><td rowspan="2">以下</td></tr> <tr> <td>マツダオートサム草津(近隣商業地域)</td><td>55</td><td>50</td><td>45</td></tr> </table> ・本社・工場、オートザムマツダ草津に設置しているコンプレッサーは、ともに定格出力「3.7kW」である。→ 規制対象外 → 法的義務は適用されない。		昼間	朝夕	夜間		本社・工場(準工業地域)	65	65	55	以下	マツダオートサム草津(近隣商業地域)	55	50	45	規模未満であり、特定施設には該当しない。 従って、法的手続きは不要
	昼間	朝夕	夜間															
本社・工場(準工業地域)	65	65	55	以下														
マツダオートサム草津(近隣商業地域)	55	50	45															
フロン排出抑制法	管理者の責務 法5条、法7条	空調機器 (室外・室内機)	・使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等 ・国等の施策への協力	機器更新なし														
	管理者の判断の基準となるべき事項 法16条、H26告示第13号第2の1		・3ヶ月に1回以上簡易点検を実施し記録する。 ・第1種特定製品に関する簡易点検記録簿の作成	法定の簡易点検実施済み														
			・定期点検の実施: 定格出力7.5kW以上50kW未満は3年に1回以上。50kW以上は毎年1回以上	なし														
消防法	少量危険物の取扱い 法9条の4	少量危険物貯蔵施設	・指定数量×1/5以上指定数量未満の量 ・消防署へ届け出 ・危険物を貯蔵している旨の表示	規模未満 ⇒ 届出不要														

※ 環境関連法規等への違反・訴訟はありません。また、関係当局より違反等の指摘はありません。

8. 代表者による全体の評価と見直し・指示

環境管理責任者報告		令和6年11月7日報告予定		
参加者		全社員		
No	項 目	報 告 内 容		
1	環境経営目標の達成状況	後半真夏の猛暑と残暑によりエアコン使用期間使用量が増加しLEDによる削減効果が減少した。また、ガソリン使用量は増加したが、軽油使用量が減少し、CO2排出量の目標は達成した。産業廃棄物廃棄物は未達成に終わった。		
2	是正及び予防処置に関する情報	是正・予防処置報告書のとおり。		
3	法規制等に関する情報	業務遂行上、必要な環境関連法規等は把握し、かつ遵守状況も把握している。 その結果、法令違反は発生しておらず、行政機関からの指摘や苦情の発生もなかった。		
4	その他、必要な情報			
代表者の指示事項		令和6年11月7日全社指示予定		
No	項 目	変更の必要性		指示内容
		あり	なし	
1	環境経営方針		○	当社の事業に即した方針を策定しており、この方針を堅持する。
2	環境経営目標		○	令和5年10月～6年9月期の未達成目標は、10%未満の未達成率であることから、これは取組を徹底させることでカバーできると判断されるので、当初設定目標は堅持する。 全体在庫量を増やししながら目標達成にに努めていく。
3	環境経営活動計画・取組み		○	環境経営計画を忠実に履行すれば目標は達成可能と判断されるので、現計画を踏襲する。
4	環境経営システムのための組織		○	環境経営目標を達成するための環境経営計画を遂行する適切な組織が構築されているので、これは変更しない。

5	その他、環境経営システムに関する要素		○	特になし。
---	--------------------	--	---	-------